

鳥取県教育委員会では

教職員による

外部の方へのハラスメント行為に係る 相談窓口を設置しました

鳥取県教育委員会では各職場や学校におけるハラスメントの防止に努め、人権が尊重される職場環境や学習環境づくりに努めています。

教職員の「性的な言動により不快な思いをした」「暴言を言われた」「他の方がされるのを直接見たり、聞いたりして嫌な思いをした」場合などに、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントについてご相談いただける窓口を設置しました。

早期の解決及び再発防止に取り組みます。ご相談ください。

1 相談対象

鳥取県教育委員会の教職員が職務上接する教職員以外の方（外部の方）

2 相談方法

文書（メール、郵送）、電話、面談でお受けします。

匿名も受け付けます。

※匿名の場合は、対応等の回答はできないことを予めご承知ください。

3 相談窓口

鳥取県教育委員会事務局教育総務課

電話：0857-26-7579（平日8時30分から17時15分まで）

メール：k-sodan@pref.tottori.lg.jp

郵送：〒680-8570 郵便番号だけで届きます。

鳥取県教育委員会事務局教育総務課教育行政監察担当

※必ず「親展」と記載してください。

4 その他

○相談は無料です。

○相談者及び関係者のプライバシーを保護し、相談内容の秘密は守ります。

○相談したことによって不利益が生じないようにします。

○国やその他機関の相談窓口もあります。

参考： <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=277427>

相談窓口に係る
問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局教育総務課教育行政監察担当

電話：0857-26-7579 メール：kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp

